

平成29年2月9日

日本共産党市川市議団 様

市川市長 大久保 博

(公 印 省 略)

平成29年度予算編成に係る貴団体からの要求につきまして、
別紙のとおり回答いたします。

福祉部

- ・ **福島からの避難指示区域以外からの避難者に対する住宅補助を今まで通り続けること。**

民間借り上げ住宅にお住まいの避難者に対する家賃、共益費等につきましては、市町村が立替払いを行い、後に国から全額補助されております。

本市では、平成29年4月以降の住宅支援につきまして、期間延長を毎年、国へ要望してまいりました。

また、平成28年は福島県で実施した2回の戸別訪問を踏まえ、対応を検討してまいりました。

併せて、県内外の市町村による補助などの対応を調査いたしましたが、単独支援を予定している市町村が無いことから、本市といたしましては、千葉県住宅支援策の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、市営住宅にお住まいの避難者につきましては、優先入居として、平成29年4月以降も引き続き居住が可能となっております。（生活支援課）

- ・ **第7期計画に向けて介護保険料の見直しで、料金を上げないこと。また特別養護老人ホームは初年度より施設を増やすこと。**

第7期介護保険料改定に向けては、計画期間中の保険給付費等の増加が見込まれることから、平成31年予定の消費税率の引き上げに伴う低所得者軽減の実施など国の動向を見定めた上で、負担能力に応じた保険料設定を行うよう、検討を進めてまいります。

（介護福祉課）

第7期介護保険事業計画の特別養護老人ホームの初年度整備につきましては、第7期介護保険事業計画の策定の中で、待機者の状況等も含め整備を進めるよう検討してまいります。（福祉政策課）

保健部

- ・ **無料低額診療をリハビリテーション病院で行い、薬代の補助を行うこと。**

リハビリテーション病院は、現状では無料低額診療の実施基準に適合していない状況です。

また、回復期を担う医療機関という特性から、急性期医療機関からの転院患者がほとんどであり、生活に困窮している方は転院時点ですでに何らかの救済制度が適用となっております。

現在でも、リハビリテーション病院では、生活困窮等の有無にかかわらず、広く患者を受け入れ、患者の立場に立った対応をしており、今後も回復期を担うリハビリテーション専門病院として、患者に寄り添った対応に努めてまいります。（リハビリテーション病院）

こども政策部

- ・ **子どもの貧困対策に向けて、必要な予算を確保し、実態調査を実施すること。**

子どもの貧困に関する実態調査につきましては、国や他の自治体の動向を見ながら、調査、研究に努めてまいります。（子育て支援課）

- ・ **経済的困難を抱えた子育て世代が気軽に相談できる窓口を周知すること。**

経済的困難に限らず、子育て世代が気軽に相談できる窓口として、「子ども家庭総合支援センター」にて対応しております。今後も引き続き「子ども家庭総合支援センター」の周知に努めてまいります。（子育て支援課）

- ・ **いわゆる「子ども食堂」などの存在を周知し、子どもの居場所づくりをする団体に対して支援を強めること。**

「子ども食堂」は地域での見守りや子どもだけでなく大人も集まることで、地域交流の輪を広めていると理解しております。周知及び支援に対しましては、関係部署で連携してまいりたいと考えております。（子育て支援課）

- ・ **病児・病後児保育を増やすこと。**

市域全体のニーズやサービス提供施設の配置バランス等を勘案し、適切に対応してまいります。（こども施設運営課）

- ・ **民間保育園で保育面積のみでの無理な定員拡大はしないこと。**

定員拡大は、千葉県条例に基づく面積や職員配置基準を遵守し進めてまいります。（こども施設運営課）

- ・ **小規模保育園の推進ではなく、就学前まで保育できる施設を推進すること。**

本市では、これまで主な待機児童対策として認可保育園の整備を進めてまいりましたが、待機児童の約9割が0歳児から2歳児であることから、新たに小規模保育事業所の設置に取り組んでおります。今後も様々な施策に取り組むことで必要な保育の量を確保してまいります。（こども施設計画課）

- ・ **公立保育園の定員見直しをして、定員に満たない保育園をなくすこと。**

公立保育園は、保育室の設計段階で当時の国の（現在の千葉県条例）面積基準による定員設定を行っておりますので、年齢ごとの定員を微調整することは困難なことから、4・5歳児を中心に定員に対して空きができておりますが、可能な限り保育室の効率的な活用を図っております。（こども施設運営課）

- ・ **休憩時間の確保、ベースアップなど保育職員の処遇を改善すること。**

休憩につきましては、国の基準を超える職員配置のなかで適切に実現できているものと考えております。

民間保育園における給与のベースアップにつきましては、本市の特色であります公立職員との格差是正制度を維持しておりますので、全国的にも相当な水準が確保できているものと考えております。（こども施設運営課）

道路交通部

- ・ 私道に関する舗装やカーブミラーの設置など市が安全対策に取り組むこと。また使いつらい私道整備助成制度を元に戻すこと。

私道へのカーブミラー設置につきましては、公道と公道を結び、不特定多数の車両が通行し、かつ交通安全上設置が必要と認められる箇所に設置しております。なお、行き止まりの私道につきましては、所有者に設置の必要性の判断をお願いしておりますが、ミラーの設置方法の相談等があれば助言をしております。また、私道整備助成制度につきましては、平成22年の市議会における指摘等を受け、制度の見直しを行い、平成26年度から現制度になっております。制定後、間も無いことから、現在の制度を継続してまいりたいと考えております。（道路安全課）

- ・ 無料駐輪場をつくること。また有料駐輪場の料金を元に戻すこと。

無料駐輪場の設置につきましては、その設置により維持管理経費の負担が見込まれることとなるうえ、駐輪場はこれを利用する者のみが恩恵を受ける施設であり、駐輪場を利用しない者との公平性の観点からできないと考えております。また、有料駐輪場の料金につきましては、現行の使用料が受益者負担の適正化やサービズに応じた料金体系となるように見直して定められた経緯を踏まえ、適切であると考えております。（交通計画課）

- ・ 買い物難民問題などの解決のためデマンド交通システムを作ること。

デマンド交通システムは、利用者の事前登録や乗車予約が必要となり、近隣市におきまして実証実験が行われましたが、利用者が少なく本格運行に至らなかった実例があることから、導入につきましては、慎重に対応する必要があると考えております。（交通計画課）

街づくり部

- ・ 耐震関連の助成対象を平成12年以前の建物にまで対象を拡充すること。

市内には昭和56年以前の旧耐震基準の戸建て住宅が、約1万4千戸残っていると推計されており、熊本地震においても被害が顕著であったことから、旧耐震基準の住宅における耐震性確保を最優先と考えております。平成12年以前の木造住宅の接合部の課題につきましては、平成28年度を目途に国土交通省におきまして対策方針がまとまる予定であることから、このことに注視してまいりたいと考えております。（建築指導課）

- ・ 住宅リフォーム助成の充実のため予算を拡大し、使いやすいようにすること。

「市川市あんしん住宅助成制度」につきましては、平成28年度に対象工事のメニュー拡大を行いました。今後も本制度が多くの方の市民の皆様にご利用いただけるよう、予算の執行状況を確認しながら対応を行ってまいります。（住環境整備課）

- ・ **道の駅の指定管理を一度撤回し、市内産業界、農協、市民の意見を聞く機会を作り、市川の地域経済の活性化に資するよう再検討すること。**

指定管理者を募集するにあたりまして、募集要項及び仕様書において、本市で生産された農作物、採捕された水産物、その他本市に関連した物品の販売又は提供を行う事を義務付けており、且つ、地域連携を前提に地元の農業関連団体及び商業関係団体との調整を図りながら運営を行う事としており、地域経済の活性化に寄与する施設としてまいります。

(街づくり推進課 外環道路推進・道の駅担当室)

- ・ **武蔵野線新駅設置計画を見直し、市民にすべての情報を知らせ、意見を聞くようにすること。**

武蔵野線新駅設置の実施にあたりましては、今後も地元地権者等の意向や事業の成立性・効果等を十分に踏まえた計画としてまいります。なお、事業を進めるにあたりましては、今後の進捗状況等に応じた、適切な時期に、パブリックコメントや事業に伴う法定手続きなど、広く市民意見を伺ってまいりたいと考えています。(都市計画課)

文化スポーツ部

- ・ **市民談話室の廃止を撤回すること。**

八幡市民談話室の廃止にあたりましては、八幡市民談話室と旧市民会館のそれぞれの課題を踏まえる中で、将来の維持管理面を考慮し、双方の機能を備え、より静かな環境の中で、市民が主体的に多様な利用ができる施設として、新たな市民会館を計画してまいりました。このため、平成29年3月の八幡市民会館の完成をもって八幡市民談話室の使用を終了するものです。これまで談話室をご利用いただいた利用者の方々に対しましては、今後は八幡市民会館や八幡周辺の集会施設をご活用いただくよう、利用方法等について案内してまいります。(文化振興課)

- ・ **国際交流の記念事業は10年ごとに見直すこと。また青少年国際交流事業の補助金を増額すること。**

姉妹・友好都市との交流内容につきましては、交流回数、人数や日数等の訪問団の規模について、懸案として認識し、費用負担の軽減を目的に協議を重ね見直しを行っており、公式代表団や市民団の交流を5年ごとに実施するよう統一致しました。

こうした見直しは、相手市の理解を得るために協議を重ね、両市の合意に基づいて行う必要があります。今後も両市・両市民の意思を尊重しながら、時代に即し地域の実情にあった、将来にわたって実となるような交流を進めてまいります。(国際交流課)

青少年教育国際交流事業の補助金につきましては、ドイツ・ローゼンハイム市への派遣及び受入に係る事業費補助金として交付しており、事業実施による派遣生徒個人の成長に資する一面もあることから、生徒より一定の負担をいただき事業を実施しております。この負担金は渡航費用相当額を徴収しておりますことから、この費用に大きな変動があった場合には、補助金の額について検討してまいります。(指導課)

財政部

- ・ **指定管理者制度および委託事業において、そこで働く労働者の労働条件に不利益などが生じないように、必要な対策を行うこと。**

指定管理者制度におきましては、指定管理者から、毎年度終了後に賃金台帳、労働契約書、勤務日報、就業規則等を提出させ、労働基準法等の関係法令を遵守しているか調査を実施するとともに、千葉県の指導監査が実施される施設につきましては、その監査結果についても提出させ、確認を行っております。

また、委託事業におきましては、受注者が労働条件等を遵守しているか実態を把握することは、公共調達における適正な履行及び良好な品質を確保するために重要と考えておりますので、社会保険労務士による労働条件審査制度を導入してまいります。

(契約課)

- ・ **指定管理者制度については、市民サービス向上を図るうえで、効率性に偏ることなく、職員の専門性の確保、事業継続性の保障、公共性の確保などを重視し、駅南図書館など直営に戻すことを含めて、そのあり方を抜本的に見直すこと。**

指定管理者制度を含めた民間活力の活用につきましては、財政効果や効率性だけでなく、専門性、事業継続性、公共性なども含め、市民サービスが向上するよう考慮しております。今後につきましても、民間活力を活用することが望ましいものに関しては積極的に進めてまいります。(行財政改革推進課)

- ・ **公契約条例を制定し、下請けの末端まで適正な賃金が支払われるようにすること。**

公契約条例の制定につきましては、平成24年8月に庁内で組織した市川市公契約調査検討委員会を設置し、必要性等について検討してまいりましたが、平成26年3月に委員会から提出された最終報告書では、現時点では見送るべきとの判断がなされました。しかし、条例に代わる手法が提案され、この提案に基づき、平成26年度から、3千万円を超える建設工事で低入札価格調査を経て契約を締結した案件におきましては、社会保険労務士による労働条件審査を実施することといたしました。今後は、下層下請業者まで審査対象を拡大することを検討するとともに、公契約に従事する労働者の労働条件の実態把握に努めてまいります。また、労働者の労働条件が向上するよう、国等の動向を注視しつつ、今後も適正な入札契約制度となるよう改善に努めてまいります。

(契約課)

- ・ **市庁舎建設など市の公共事業での市内中小業者の活用を増やしていくこと。**

本市では、市内業者育成の観点から、市内業者で履行可能な公共工事につきましては、入札参加資格を「市内に本店を有する者」とする地域要件を付して、市内業者に優先的な発注を行っております。また、入札参加申請時に、下請、労務及び資材購入につきまして、可能な限り市内業者に発注することを求める誓約書を提出させており、元請業者に対して、多くの市内業者が公共工事に携わることができるよう、市内業者活用について要請しております。(契約課)

- ・ **公民館、文化施設、スポーツ施設の使用料の値上げを撤回し、元に戻すこと。また借りるときの手続きを簡素化すること。**

公の施設使用料につきましては、議会で議決を頂いた「市川市使用料条例」に基づき設定されているものであるため、撤回ではなく、条例にも規定されているとおり、概ね3年毎の見直しの際に、改めて維持管理経費等を算出した上で、検討してまいります。また、手続きの簡素化につきましては、負担の公平性を確保するための必要な書類等をお願いしているものですが、現場の意見等を聞きながら、改善すべきものがあれば検討してまいります。(財政課)

- ・ **税の納税緩和措置などを市民に積極的に知らせ、無理な徴収・差し押さえで市民のくらしに支障が出るようなことはしないこと。**

納税緩和措置（猶予制度）につきましては、窓口でのポスター掲示や市公式Webサイトへの掲載などにより、納税者へ広く周知を図るとともに、納税相談の際に該当する可能性がある場合には、制度内容について十分な説明を行っております。
また、未納市税につきましては、延滞金を含め一括納付を原則としておりますが、納税者個々の生活状況や収入状況など様々な事情を踏まえ、一括納付が困難な場合につきましては、その理由等を十分聴取したうえで、納税者の資力に応じた納税が行えるよう相談を受けております。（納税・債権管理課）

企画部

- ・ **保育園や老人デイサービス、障害者施設など「民でできるものは民」でと、次々と民営化している市政をあらため、自治体の役割をしっかりと守ること。これ以上の民営化をやめること。**

民営化にあたりましては、財政効果だけではなく、市民サービスの向上などを考慮し、民間事業者等が実施することが望ましいものに関しては積極的に進める一方、行政で行うべきものは確実に市が行い、自治体としての役割をしっかりと守ってまいります。（行財政改革推進課）

- ・ **「赤レンガ建造物の保存」と「行徳野鳥観察舎の存続」を千葉県に求めること。また、市としてできることを検討すること。**

千葉県血清研究所跡地にある「赤レンガ造りの建物」の保存及び行徳鳥獣保護区における野鳥観察施設の存続につきましては、平成28年2月3日付けで千葉県へ要望書を提出し、その後、県との協議を進めてまいりました。

「赤レンガ造りの建物」に関しましては、「市が自ら赤レンガを保存するため、跡地全体を県から取得すること」も視野に入れた協議を進めてまいりましたが、県が跡地を売却する際の方針や、市が負担することとなる費用面におきまして、県と市の考え方に隔たりがあったことから、結果として、これを断念し、県にも伝達しております。

県に対しましては、今後も引き続き「赤レンガ造りの建物」の保存を要望してまいります。

野鳥観察施設に関しましては、県は、平成28年7月に公表した「公の施設の見直し方針」の中で「廃止する方向で検討を行う」としている一方、「施設に隣接する行徳湿地は、今後も県が管理を継続していく」と明言しております。このことから、仮に、県が既存の行徳野鳥観察舎を廃止・解体したとしても、これとは別に、湿地管理のための施設を設置するものと考えております。そのときに合わせて、野鳥観察ができる施設を設けていただけるよう、今後も県との協議を継続してまいります。（企画課、考古博物館、自然環境課）

- ・ **パブリックコメントは、より多くの市民が意見を出せるよう、あらゆる市民に情報をわかりやすく提供し、十分な期間を設定すること。また、市民との協働による市政実現を図るために機能させること。**

本市におきましては、平成18年度に策定した「市川市市民等の市政への参加の推進等に関する要綱」に基づき、市政に関する情報を積極的に市民等に提供することにより、情報を共有し、市民参加を進める取り組みを実施しております。

意見の募集期間は、原則として30日以上としており、幅広く市民の意見、要望を聴けるよう取り組み、寄せられた意見、要望などを考慮しながら、案を決定するとともに、意見、提案などに対する市の考え方もあわせて公表しております。

今後も市民に向けた情報発信に努めるとともに、制度の利用について周知を図ってまいります。（企画課）

「広報いちかわ」は新聞折り込み中心から全戸配布など全世帯に届くよう配布方法を検討すること。

全戸配布につきましては、新聞購読数が減少している中、代替方法としてのポスティングでの配布では、全戸配布に約3日間要してしまうなどの課題があることから引き続き検討してまいります。なお、全戸配布同等の効果を目的に、駅構内の広報スタンドへの配布におきまして、スタンド内の広報紙の残部数をチェックし、適宜必要部数を補充するなど、工夫を継続してまいります。（広報広聴課）

- ・ **公営ギャンブル場外発売場設置にはきっぱりと反対声明を出すこと。**

民間事業者がJR本八幡駅南口駅前において計画している公営競技の場外発売場の設置につきましては、これまで当該民間事業者から市に対して具体的な計画の説明が行われておらず、現段階ではその設置に関し、判断できる状況にはございません。場外発売場の設置を巡っては様々な意見があると思いますが、本市といたしましては地域の皆様の総意が重要であると考えております。また、「住宅都市」、「文教都市」といった本市がこれまで培ってきたイメージを保つことができるかという視点からの検討も必要と考えております。今後、民間事業者から具体的な計画の説明を受けた後には、様々な観点から詳細な検討を進めてまいりたいと考えております。（企画課）

市民部

- ・ **個人情報完全に守られるという裏付け・保証のないマイナンバー制度を廃止するよう、国に求めること。**

マイナンバー制度は国が定める制度であり、セキュリティにつきましては様々な対策が講じられているため問題ないとされています。その上で、添付書類の削減など、市民におけるメリットもあることから、現段階では国に廃止を求めることは予定しておりません。（企画課）

- ・ **マイナンバーの利用事務の拡大、情報連携はやめること。**

番号利用法におきまして、地方公共団体は条例で定めることによりマイナンバーを独自に利用できることとされております。本市においても番号利用条例を制定しているところですが、これは制度開始前から行っていた事務にマイナンバーが紐づくことから、当該事務を条例によって明示することで行政の透明性を図るものであり、現時点では独自に拡大していく考えはございません。（企画課）

- ・ **マイナンバーの記載がなくても不利益がないことを市民に知らせること。また、違法なナンバー収集などの被害にあわないよう、正確な情報を市民に知らせること。**

番号利用法ではなりすまし防止の観点から、原則はマイナンバーの提示を求めることとされているため、マイナンバーを記載しなくてもよいと事前に周知することはできないと考えております。

ただし、市民からマイナンバーの提示を拒否された場合、直ちに申請を不受理とすることはなく、なりすましの危険性がない場合につきましては、申請を受理するよう統一した対応を行っておりますので、不利益になる事務はございません。

詐欺等による違法なマイナンバー収集につきましては、注意していただきたい事項、困った場合の相談窓口、これまでに寄せられている事例などを、広報いちかわや市公式Webサイトなどで周知しているところでございます。

今後につきましても、市民が詐欺被害にあうことがないように周知してまいります。

（企画課）

経済部

- ・ **商店を対象にしたリフォーム助成制度を作ること。**

商店への改装、修繕等への助成制度は、一時的な景気刺激策として効果があると思いますが、大変な財政負担を伴うことや、営利企業の資産に助成することになるといった課題があると考えております。今後は、より有効な助成制度につきまして、研究を重ねてまいります。（商工振興課）

清掃部

- ・ **市民の納得と合意、協力のもとで、ごみ分別収集を推進すること。そのため丁寧な説明会を開催すること。**

ごみの分別収集につきましては、本市のごみ処理が抱える問題とさらなるごみ減量・資源化の必要性を踏まえて、ごみの減量や分別方法に関する出前説明会の開催、市公式Webサイト、じゅんかんニュース等による市民に分かりやすい広報・啓発に努め、市民の理解と協力を得て分別の促進を図ってまいります。（循環型社会推進課、清掃事業課）

- ・ **市民負担を増やすごみの有料化は検討から外すこと。そして有料化によらない減量資源化の方針を市民に示すこと。**

家庭ごみの有料化につきましては、ごみの排出抑制と分別の促進のほか、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保する上で有効な施策の一つであることから、今後とも検討を継続してまいります。
また、ごみの減量や分別に関する広報・啓発の強化やごみ収集回数の削減を先行して実施した後のごみ排出量の推移等を総合的に勘案した上で有料化の導入時期につきまして判断してまいります。（循環型社会推進課）

- ・ **ごみの指定袋について、単身者にも使いやすい10ℓの袋を普及するようにすること。**

本市の指定袋には、製造枚数が多い燃やすごみを例に挙げますと、45ℓ、30ℓ、20ℓ、15ℓと4種類ありますが、10ℓの大きさは製造しておりません。また、15ℓ等の小さい指定袋を取り扱う販売店等が少ない現状があります。しかしながら、単身世帯や高齢者等ごみの排出が少ない市民からは、小さい袋の取り扱いにつきまして要望があることから、今後も袋の販売店等に取り扱いを働きかけるとともに、小さい袋を取り扱っている販売店等を市公式Webサイトに掲載するなど、取り組みを進めてまいります。（循環型社会推進課）

環境部

- ・ **自治体の使命は、地域住民のいのちと暮らし、安心・安全を守ることにあり、市川市が「原発ゼロ」をめざし、エコのまちづくりを積極的に推進すること。**

地球温暖化対策につきましては、平成27年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、2020年以降の地球温暖化防止の新たな枠組みとなる「パリ協定」が、平成28年11月に発効され、第22回締約国会議では、今後の詳細なルール作りのスケジュール等について合意されました。

今後、日本国内におきましても、パリ協定の内容に沿って、温暖化対策を進めていくこととなりますので、本市といたしましても、この様な国内外の動向と目標達成に向けた国等の施策を注視しながら、「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、さまざまな施策の推進を図ってまいります。（環境政策課）

- ・ **本市の購入する電力は、再生可能エネルギーを電源とする電力供給会社から購入すること。**

本市の購入する電力につきましては、本庁舎を含む公共施設29施設と市川市立小・中・特別支援学校56校におきまして、平成24年度から一般競争入札により、PPS（特定規模電気事業者）と電力供給契約を結んでおります。

現在、東日本大震災に伴う原発停止により火力発電の割合が増加していることから、電力を調達する入札におきましては、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約が求められており、全庁的な導入に向け検討しております。（管財課、環境政策課）

- ・ **公共施設の建設および改修工事に際し、太陽光発電パネル設置を推進すること。**

太陽光発電設備の公共施設への導入につきましては、平成12年から学校や福祉施設などで行っており、現在、建設中の新第2庁舎、また建設予定の新第1庁舎、道の駅におきましても導入を予定しております。今後、新たに建設若しくは大規模改修する庁舎につきましても、導入の可能性について検討してまいります。（環境政策課）

- ・ **民間が進める電力の地産地消について行政も支援すること。**

電力の地産地消につきましては、創エネルギーの視点から、太陽光発電等再生可能エネルギー設備の公共施設への導入、一般家庭への設置助成を行っているほか、平成25年度からは、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置助成を行い、取り組みを強化しております。民間が進める取り組みへの支援につきましても、地球温暖化対策の一つとして、実施事業への後援を行うなど、その活動を支援してまいります。（環境政策課）

- ・ **太陽光発電システムの1件当たりの助成額を増額すること。**

住宅用太陽光発電設備の設置助成につきましては、平成28年度より補助単価を増額するとともに、市内事業者施工の場合には更なる上乘せを実施し、普及促進を図ってまいりました。今後につきましても、これまでの取り組みを検証するとともに他自治体の事例等を参考に、制度の見直しの必要性を検討してまいります。（環境政策課）

- ・ **外環道路の環境予測が困難で不確定差が大きい、ジャンクションやインターなどの特殊部周辺にも年間を通して測定する固定局を設けること。**

京葉ジャンクション付近の環境監視につきましては、市による固定局の設置を前提に、引き続き事業者側と調整してまいります。（環境保全課）

- ・ **外環道路の騒音の保全目標は環境アセスの段階の保全目標とし、専門部会の意見を尊重すること。**

環境アセス段階の環境保全目標につきましては、これまで、騒音に係る環境基準の改正を踏まえ、環境保全目標及び現行の環境基準を満足する対策を講じていただくよう要望してまいりました。

今後につきましても、事業者である国等に対し、現行の環境基準の遵守はもとより、当初の環境保全目標につきましても、最大限の配慮を求めてまいります。（環境保全課）

学校教育部

- ・ **小・中学校の少人数学級を推進する。また、学習支援員を増員し、すべての子ども達に基礎的な学力を保障する教育を推進すること。**

本市では、市内全小・中学校、義務教育学校54校に対して市独自の少人数学習等担当補助教員を配置し少人数教育の推進を図っております。

少人数学級の編制につきましては、市独自に行うことは法令上難しさがありますが、千葉県においては、以前より弾力的な学級編制が行われております。国で小学校1年生の35人学級が実施されたことに伴い、今後更なる少人数学級の拡張が期待される所ですので、今後も少人数学級の更なる充実のために引き続き、県当局に要望してまいりたいと考えております。（義務教育課）

- ・ **本来、子どもにとって学校は楽しい場であるはずなのに、学校に行けない、行かない、ということは、まさしく教育の原点が問われている。教育委員会が全庁を上げて取り組み、不登校を減少させるために全力をつくすこと。**

不登校の対応につきましては、教育委員会学校教育部4課が連携し、「不登校児童生徒に対応する協議会」を開催し、不登校の実態を正確に把握するとともに、その対応策を検討しております。他に、市内の小・中・義務教育学校のすべてに「不登校対応マニュアル」を配付、不登校対策主任会、不登校対策訪問、生徒指導訪問において不登校予防の啓発を行う等、未然防止にも力を注いでおります。

また、子供と保護者を対象とした教育相談、学校からの要請による校内体制や児童生徒への対応に関する支援、医療機関等の専門機関との連携、適応指導教室「ふれんどルーム市川」、ほっとホッと訪問相談、大学院生訪問員派遣等、不登校児童生徒へ多様な対応ができるよう体制を整えております。今後も、関係各課で連携、調整を図り、不登校児童生徒への対応の充実に努めてまいります。（教育センター）

- ・ **市内にもフリースクール設置への支援を進めること。**

フリースクール設置への支援につきましては、近隣にあるフリースクールの把握に努めるとともに、教育委員会や学校との情報交換等を進める等、連携を図っていくことも視野に入れてまいりたいと考えております。（教育センター）

- ・ **「いじめ」に早期に気がつき、克服するために取り組みを行うこと。**

「いじめ」の早期発見と克服するための取組につきましては、平成27年に「市川市いじめ防止基本方針」を策定し、方針を明確にするとともに、組織的に早期発見・早期対応ができるように教育相談体制及び生徒指導體制を整えております。同時にいじめの未然防止として、教育活動全体を通じて豊かな心の育成に努めてまいります。（指導課）

- ・ **いじめ被害者に対して、知る権利を保障する情報公開に徹すること。**

児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮しながら、いじめ防止対策推進法等に基づき、事実関係等必要な情報の提供に努め、問題解決に向けた適切な対応を図ってまいります。（指導課）

- ・ **教師の多忙化解消のため、明確な業務改善目標を定め、勤務実態調査結果を分析して教師の業務見直しを推進すること。**

教師の多忙化解消につきましては、教育委員会においても、教職員の心身の健康管理等の観点から喫緊の課題と認識しております。

平成28年度には、現場の教員を交えて教育委員会内で開催している「多忙化解消検討委員会」におきまして、「ノー残業デー」及び多忙化の一因となっている部活動を制限するため「ノー部活タイム」を平成29年度より市内一斉に実施することを決定いたしました。

また、年度内の試行期間における各学校の進捗状況の把握、「ノー残業デー」等の意義と「業務改善」の具体的な取組例を紹介したリーフレットの作成及び全教職員への配付、校長会・教頭会への働きかけ、学校の負担軽減を目指した教育委員会内の業務見直し等、「ノー残業デー」等の実現に向けて様々な取組を行ってまいりました。

今後も、市内の全小・中学校、義務教育学校、特別支援学校が、平成29年度より「ノー残業デー」等を円滑にスタートできるために、各学校や教育委員会内に再度共通理解を図ってまいります。（義務教育課）

- ・ **子どもの健全な成長を目指し、教師の部活動における負担を大胆に軽減すること。**

教師の多忙化解消の解決策として、毎週水曜日に「ノー残業デー」を市内一斉に実施することに併せて、毎週月曜日の朝と水曜日の放課後を「ノー部活タイム」として、市内一斉に部活動の休養日にすることも全学校に通知いたしました。これまでも部活動の休養日を週に1日実施することを推進してまいりましたが、「ノー残業デー」とセットにして実施することにより、部活動を担当している教師の休養日の確保がより徹底されると考えております。（義務教育課）

- ・ **義務教育は無償の原則に基づき、学校で必要な教材は公費で負担すること。**

教材費につきましては、ドリルの購入に代え、C4thの活用等により学校によるプリント印刷に切り替えるなど、各学校において一層の縮減努力を行ってまいります。（義務教育課）

- ・ **学校間の負担の格差を是正するため、教育委員会としてのガイドラインを作成し、指導すること。**

教育委員会におきましては、格差を是正するため教材費や校外学習費等の確認を厳密に行うとともに、宿泊を伴う行事におきましては、経費に係わる基準を示す等の方向で検討してまいります。（義務教育課）

- ・ **教材費や制服などリサイクルをさらに進めること。**

リサイクルに関しましては、学校ごとに卒業生等の不用となった制服や学校の指定品を回収し、校内レンタル等を既に行っておりますが、各学校においてさらなる工夫改善に努めてまいります。（義務教育課）

- ・ **通学路の安全対策が必要な地点について、必要な予算を確保し、早急に改善すること。**

通学路につきましては、定期的な合同点検の実施や学校等からの情報提供を受けての対応など、これまでも関係機関・関係各課と連携を図りながらその安全確保に努めてまいりましたが、今後もより一層連携を密にとりながら安全整備を進めてまいります。（保健体育課）

生涯学習部

- ・ **教育委員会制度が改正されても、教育委員で構成される教育委員会が、市川市の教育行政をつかさどる最高意思決定機関である。これを大前提にして、子どもと市川市の将来に対し、その責任をしっかりと果たすこと。**

教育委員会制度改革は、教育政策について「地域の民意を代表する首長との連携強化を図る」ことを一つの趣旨としております。

また、教育委員会は、引き続き、首長から独立した合議制の執行機関とされ、その権限に変更はなく、最終的な決定権は教育委員会に留保されております。

この他、教育長や教育委員における同一政党所属の委員の制限や政治的行為の制限、罷免要件による身分保障、委員が一斉に交代しない仕組みなど、政治的中立性等への配慮を定めた規定につきましても変更はなく、「教育の政治的中立性、継続性・安定性」について、制度上、引き続き担保されております。

今後も、市長と十分な連携を図り、政治的中立性等に配慮しながら本市教育の一層の充実に努めてまいります。（教育総務課）

- ・ **教育委員が、学校現場（現場教師等）、保護者、住民の意見をよく聞いて、教育行政に反映させること。**

教育委員が児童・生徒や保護者、教職員との意見交換を行う交流会を1年間で15校程度開催し、子どもたちや保護者、教職員の意見等を理解するよう努めております。（教育総務課）

- ・ **奨学資金の応募資格を満たす方全員が給付を受けられるよう予算の増額を図ること。**

将来を担う子どもたちの学びをできる限り支援できるよう検討してまいりたいと考えております。応募資格を満たす方のうち、予算の範囲内でより必要とされている方に支給できるよう、外部委員による選考を行っております。（就学支援課）

- ・ **就学援助のお知らせとともに申請書、記入例を全員に配布すること。また、入学準備に関する援助支援の時期を早めること。**

前年度に認定された方には、翌年度に予め学校を通じて「継続申請のお知らせ」と「申請書」を送付し、申請の利便性を図っております。また、学校から保護者に就学援助制度のご案内、あるいは申請書を渡していただくなど、機会を捉えて申請もれないよう努めております。

また、入学準備に関する援助支給の時期につきましては、認定に際し保護者世帯の前年分の所得調査が必要なことから、本市では事務処理上、入学後最も早い支給時期である毎年度7月に「新入学児童生徒援助費」を支給しております。今後も速やかな支給に努めてまいります。（就学支援課）

- ・ **小・中学校の特別教室にもエアコンを設置し、学習に集中できる環境をつくること。**

児童・生徒の学習環境向上を目的として、全ての普通教室をはじめ、音楽室、図書室、コンピュータ室、理科室などの特別教室の一部に冷暖房設備を設置してまいりました。

冷暖房設備が設置されていない特別教室につきましても、児童・生徒等の健康面への影響などの課題があることから、できるだけ早く方向性を定めてまいりたいと考えております。（教育施設課）

- ・ **小・中学校への洋式トイレの設置を早急にすすめること。**

学校施設のトイレの改修につきましては、学校からの要望が多いことから、老朽化したトイレを明るく清潔なトイレとするため、改修工事を実施し、児童・生徒の使用環境・衛生環境の向上を図っており、今後も計画的にトイレ改修工事を実施してまいります。（教育施設課）

- ・ **図書館には「司書」資格を持っている正規職員を配置すること。**

図書館の利用者サービスや機能充実のため、正規職員の司書を適切に配置しております。

（教育総務課）

- ・ **非常勤職員が資格を取り、正規職員になる道を支援すること。**

正規職員の採用につきましては、地方公務員法の定めに基づき競争試験又は選考により適正に実施してまいります。（教育総務課）

- ・ **資料購入費を増額し、蔵書を計画的に増やすこと。**

市民の図書館利用は近年ますます増加するとともに、そのニーズも多様化しております。様々な市民ニーズに応えられるようし、資料の充実を図り、誰もが使いやすい図書館を目指します。（中央図書館）

- ・ **中央図書館の開館時間を延長し、若い人の居場所となるよう創意工夫を図ること。**

今後の図書館運営に関しまして、各図書館の立地条件や地域特性、利用者の傾向、運営形態や職員配置などを勘案しながら、安定した質の高い図書館サービスを行っていくなかで、開館時間のあり方につきましても考えてまいります。

また、青少年へのサービスも本市図書館の施策の1つとしており、学校でなく社会で自発的に参加できるイベントの開催に力を入れております。引き続き、自主的・自発的な学習活動を支援するためのイベントの開催や、関係団体との共催による多様な学習機会の提供に努めてまいります。（中央図書館）

- ・ **学校図書の非常勤職員の処遇改善を図ること。また、サービス残業の常態化をなくすため非常勤の勤務は年間150日に勤務日数を元に戻し、経験年数に応じた手当の増額を図ること。**

学校図書の非常勤職員の処遇につきましては、基準外の賃金単価を設定し近隣市と比較して高い水準にあり、勤務年数に応じた有給休暇も付与しております。勤務日数につきましては、過重な業務量となっていないか状況を確認し、検討してまいります。

（指導課）

- ・ **公民館は高齢化社会に対応し、洋式トイレ化100%に早急に取り組むこと。**

公民館のトイレ洋式化につきましては、施設修繕により毎年度実施しております。当面の洋式化率の目標を「男子50%、女子67%」として、早期に達成できるよう取り組んでいるところであり、高齢化社会への対応として、今後も毎年度計画的にトイレ洋式化を積極的に進めてまいります。（社会教育課）

- ・ **放課後保育クラブは待機児解消のために多くを開所していますが、災害時の避難経路や設備等、全クラブの点検調査し改善を図ること。**

各保育クラブにおきまして、避難経路図を作成の上、毎年複数回の避難訓練を実施しております。また、日常的に各クラブの巡回、点検を行っており、安全管理上必要な措置につきましては順次対応しております。（青少年育成課）